

相模原市共催等名義使用承認取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、相模原市(以下「市」という。)の共催又は後援する事業に係る名義の使用の承認(以下「共催等名義使用承認」という。)に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 市が主催者の一員として事業の企画又は運営に参加し、経費の一部を負担し、又は責任の一部を分担すること。
- (2) 後援 市が事業の趣旨に賛同及び奨励の意を表し、支援すること。

(団体の範囲)

第3条 共催等名義使用承認を受けることができる事業は、次の各号のいずれかに該当する主催者が実施するものとする。

- (1) 国、県、市町村その他公共団体又は公共性のある法人
- (2) 主な活動の目的が市の施策等の推進に寄与すると認められる法人その他の団体であって、次のいずれにも該当するもの
 - ア 主催者の存在が明確である事業を実施するもの
 - イ 規約、会則等の定めがあり、団体意思が明らかであるもの
 - ウ 堅実な活動実績を有し、又は活動が見込まれ、事業遂行能力が十分にあると判断されるもの
- (3) その他市長が認める法人又は団体(前号アからウまでのいずれにも該当するものに限る。)

(承認基準)

第4条 市長は、前条に規定する主催者が行う市の施策等の推進に寄与すると認められる事業で、次の各号のいずれにも該当するものについて共催等名義使用承認をすることができる。

- (1) 特定の会員等を対象としない一般に公開する事業であって、事業の範囲が市の区域を含むもの
- (2) 専ら営利を目的としない公益性のある事業(シティプロモーションに関する事業を除く。)

- (3) 特定の政党その他の政治団体の利害に関しない事業
 - (4) 特定の宗教、宗派、教団等の利害に関しない事業
 - (5) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものの利害に関しない事業
 - (6) 入場料、観覧料、参加料等を徴収する場合にあっては、その額が適正である事業
 - (7) 公序良俗に反しない事業その他社会的な非難を受けるおそれがない事業
 - (8) 登壇者、発言者等が2人以上いる場合にあっては、その性別に偏りが無いよう努めている事業
 - (9) 過去において、共催等名義使用承認に係る条件に違反していない事業
 - (10) 事業の参加者に対して、主催者に係る団体への入会が前提若しくは勧誘が目的、又は寄付や物品の販売等が目的の事業の場合において、市長が不相当と認めるものでないもの
 - (11) 事業の実施に当たって、安全管理、公衆衛生、災害防止、個人情報 の取扱い及びプライバシーへの配慮等の主催する事業に応じた必要な措置が講じられている事業
 - (12) 市の行政の遂行上等の理由により、市長が不相当と認めるものでない事業
- 2 市長は、前項に定める事業に準ずるもので、特に必要があると認めるときは共催等名義使用承認をすることができる。

(申請の手続)

第5条 共催等名義使用承認に係る申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、共催等名義使用承認申請書(第1号様式(第3条第1号に規定する公共団体が当該団体の定める様式により当該申請をする場合においては、当該団体の定める様式)。以下「使用承認申請書」という。)に次に掲げる資料を添付し、事業を実施しようとする日の14日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 主催者の規約等及び組織の資料
- (2) 申請に係る事業の実施要領及び経費の収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、申請に係る事業の実施に関する資料

2 前項の規定にかかわらず、市長が共催等名義使用承認の申請に係る資料を既に

保有しているとき、又はその他市長が認めるときは、同項に規定する資料の全部又は一部の添付を省略させることができる。

- 3 市長は、使用承認申請書の提出を受けた後、その内容に疑義が生じたときは、申請者に対し、必要に応じて関係資料の提出を求めることができる。

(承認通知)

第6条 市長は、使用承認申請書の提出があった場合において、市の名義の使用を承認するときは共催等名義使用承認通知書(以下「使用承認通知書」という。)により、承認しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、使用承認通知書の交付に当たり、必要な指示又は条件を付することができる。

- 3 申請者は、使用承認通知書の交付を受けるまでは、いかなる文書、図書等にも市の名義を記載することができない。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(変更)

第7条 申請者は、前条第1項の規定により共催等名義使用承認を受けた後に事業計画に変更が生じた場合は、速やかに、共催等名義使用変更申請書(第2号様式(第3条第1号に規定する公共団体が当該団体の定める様式により当該申請をする場合においては、当該団体の定める様式)。以下「変更申請書」という。)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、変更申請書の提出があった場合において、市の名義の使用を承認するときは共催等名義使用変更承認通知書(以下「変更承認通知書」という。)により、承認しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、変更承認通知書の交付に当たり、必要な指示又は条件を付することができる。

(承認の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、共催等名義使用承認を取り消すことができる。この場合において、市長は、これらの処分によって生じた損害の責めを負わない。

- (1) 申請に虚偽又は不正があったとき。
- (2) 共催等名義使用承認を受けた事業の内容を大幅に変更し、全く異なる内容の事業を実施し、又は実施することが明らかなとき。

- (3) 法令に違反したとき。
- (4) 第6条第2項及び前条第3項の指示又は条件に違反したとき。
- (5) 第6条第3項に違反して市の名義を使用したとき。
- (6) その他市長が市の名義の使用を不相当と認めたとき。

(事業報告)

第9条 申請者は、第6条第1項及び第7条第2項の規定による承認を受けて実施した事業(以下「実施事業」という。)が終了したときは、事業終了後30日以内に事業報告書(第3号様式(第3条第1号に規定する公共団体が当該団体の定める様式により当該報告をする場合においては、当該団体の定める様式))に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、実施事業の報告をするものとする。

- (1) 実施事業に係る経費の収支決算書
- (2) 前号に掲げるもののほか、実施事業に係る資料

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により事業終了後30日以内に事業報告書を提出できない場合は、別に市長が定める日までに提出するものとする。

(事務主管課)

第10条 共催等名義使用承認に係る事務は、当該共催等名義使用承認に係る事業に係る事務主管課が処理するものとする。

(様式)

第11条 この要綱の規定により使用する書類の様式(第1号様式から第3号様式までを除く。)は、共催等名義使用承認に係る事務を所管する局長が別に定める。

(準用)

第12条 この要綱の規定は、緑区役所、中央区役所及び南区役所の名義の使用の承認について準用する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、共催等名義使用承認に係る申請に係る取扱い及び処理について必要な事項にあつては当該共催等名義使用承認に係る事務を所管する局長が、その他この要綱の施行について必要な事項にあつては市長公室長が、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 相模原市消費生活関連共催等名義使用承認取扱要綱(平成5年11月1日施行)
- (2) 文化振興、国際交流及び国際平和に関する事業共催等名義使用承認取扱要綱(平成16年8月10日施行)
- (3) 防災等に関する事業共催等名義使用承認取扱要綱(平成19年12月1日施行)
- (4) 相模原市南区役所共催等名義使用承認取扱要綱(平成22年10月1日施行)
- (5) 相模原市中央区役所共催等名義使用承認取扱要綱(平成23年4月1日施行)
- (6) 保育及び幼児教育に関する事業共催等名義使用承認取扱要綱(平成26年6月1日施行)
- (7) 相模原市人権及び男女共同参画に関する事業共催等名義使用承認取扱要綱(平成27年1月1日施行)
- (8) 相模原市防犯及び交通安全に関する事業共催等名義使用承認取扱要綱(平成28年4月1日施行)
- (9) シティプロモーションに関する事業共催等名義使用承認取扱要綱(平成28年7月1日施行)
- (10) 相模原市健康福祉局に関する事業の共催等名義使用承認取扱要綱(平成28年10月1日施行)
- (11) 相模原市こども・若者未来局に関する事業の共催等名義使用承認取扱要綱(平成29年4月1日施行)
- (12) 相模原市消防局に関する事業の共催等名義使用承認取扱要綱(平成30年12月25日施行)
- (13) 市民協働の推進に関する事業の共催等名義使用承認取扱要綱(平成31年1月1日施行)
- (14) 相模原市緑区役所に関する事業の共催等名義使用承認取扱要綱(平成31年3月15日施行)
- (15) 管財課に関わる事業の共催等名義使用承認取扱要綱(令和元年6月1日施行)

行)

(16) 相模原市建築政策課共催等名義使用承認取扱要綱(令和元年10月1日施行)

(17) 相模原市市長公室に関する事業の共催等名義使用承認取扱要綱(令和2年4月1日施行)

(18) 区政推進課に関する事業の共催等名義使用承認取扱要綱(令和2年4月1日施行)

(19) 下水道に関する事業に係る共催等名義使用承認取扱要綱(令和3年4月1日施行)

(20) スポーツ振興に関する事業共催等名義使用承認事務取扱要綱(令和3年4月1日施行)

(21) 環境経済局に関する事業の共催等名義使用承認取扱要綱(令和4年4月1日施行)

(22) 橋本駅周辺及び相模原駅周辺のまちづくりに関する事業の共催等名義使用承認取扱要綱(令和5年2月1日施行)

(経過措置)

3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請がなされた共催等名義使用承認の取扱いについて適用し、同日前に申請がなされた共催等名義使用承認の取扱いについては、なお従前の例による。